

令和5年度 標準時間保育確認 延長保育 申請書

申請日 令和 年 月 日

保育所(園)・認定こども園長 宛

住所 各務原市

保護者 氏名

保育所等 施設名 電話 () -

児童名 生年月日	1	年 月 日生 才
	2	年 月 日生 才
	3	年 月 日生 才

申請理由

1 保護者や同居の家族が居住外労働に従事しており、勤務時間が下記のとおりであるため。
 2 その他()

父	氏名	勤務先(会社名)
	勤務時間	平日 時 分 ~ 時 分 土曜日 時 分 ~ 時 分
	保育所等から職場までの通勤時間及び通勤方法	約(分) 徒歩・自転車・バス・自家用車・電車

母	氏名	勤務先(会社名)
	勤務時間	平日 時 分 ~ 時 分 土曜日 時 分 ~ 時 分
	保育所等から職場までの通勤時間及び通勤方法	約(分) 徒歩・自転車・バス・自家用車・電車

(同居その他家族)	氏名	<続柄>	勤務先(会社名)
	勤務時間	平日 時 分 ~ 時 分 土曜日 時 分 ~ 時 分	
	保育所等から職場までの通勤時間及び通勤方法	約(分)	徒歩・自転車・バス・自家用車・電車

*証明欄

上記、主たる送迎者(父・母・その他)の勤務先、勤務時間は事実と相違ありません。

事業主 所在地
 名称
 電話 () -

保育申請時間	平日 時 分 ~ 時 分 土曜日 時 分 ~ 時 分
	その他特記事項 () ★(注)勤務時間+通勤時間=申請時間で記載してください。そうでない場合は必ず特記事項欄に理由を書いてください。 公立保育所へ入所する場合は、入所決定後に別途「土曜日保育用就労証明書」を直接公立保育所へご提出ください。

上記勤務時間等のため、(月 日)から標準時間・延長保育を必要と認める。

年 月 日

保育所等施設名

保育所等園長



《保育短時間・保育標準時間・延長保育について》

保育時間は、保護者の就労時間などによる保育の必要性に応じて「保育短時間」「保育標準時間」で区分し市が認定します。

●保育短時間

以下の時間内で保育が必要な場合（最大8時間）

保育所等	月曜日～金曜日	土曜日
私立（川島地区以外）	8:30～16:30	8:30～11:30
私立（川島地区）	8:00～16:00	8:00～12:00
公立	8:30～16:30	

●保育標準時間

保育短時間を超えて保育が必要な場合（朝の開園時間から最大11時間まで）

●延長保育

認定を受けた「保育短時間」「保育標準時間」の区分を超えて保育が必要な場合（居宅外労働を原則とする）

【保育標準時間】

保育標準時間（11時間）	延長 （1時間） ㉞
--------------	------------------

【保育短時間】

延長 ㉟	保育短時間（8時間）	延長 ㉞	延長 （1時間） ㉟
---------	------------	---------	------------------

（延長保育料）

区分	月 額		日 額	
「保育標準時間」の認定を受けている方 ㉞	30分	1,800円	30分あたり200円	
	60分	2,600円		
「保育短時間」の認定を受けている方	/		保育標準時間内㉟㉞	あわせて200円
			保育標準時間外㉟	30分あたり200円
開園時間超過の料金	※施設によって異なります。直接お問合せ下さい。			

※私立保育所と認定こども園で保育短時間の認定を受け土曜日に保育標準時間内で延長保育をご利用の場合、延長保育料はかかりません。

- ・保育標準時間、延長保育のご利用を希望される場合は、「標準時間保育確認・延長保育申請書」を希望する月の前月20日までに保育所等へ提出して下さい。
- ・保育料基準額表に定めるA階層及びB0階層に属する世帯については、延長保育料が免除されます。
- ・A階層及びB0階層以外の階層に属する世帯のうち、多子軽減により保育料が免除（0円）されている場合も、延長保育料が必要となります。
- ・月途中入退所の場合は、日割り計算をします。